

介護保険住宅改修・福祉用具購入受領委任払い制度 事業者登録の届け出について

受領委任払いとは、保険給付対象の住宅改修や特定福祉用具の購入を行った際に、利用者は実際の費用の内、自身の介護保険負担割合に応じた金額を施工業者・販売業者に支払い、保険給付額は美作市から施工業者・販売業者に直接振込む方法です。

従来の利用者が一時的に費用全額負担する償還払いと比較し、経済的な負担の軽減が可能です。

施工業者・販売業者が受領委任払いを取り扱うためには、事前に美作市に受領委任払い取扱事業者の登録を行う必要があります。

登録申請書をご提出後、市から介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書を交付します。通知書の交付日以降、受領委任払い制度の取扱が可能となります。

※住宅改修の受領委任払い受領委任払い取扱事業者の登録を受けるためには、直近1年間で、介護保険住宅改修工事の施工実績があることが必要となります。

なお、受領委任払いの登録を受けていない場合でも、償還払いでの取扱いは可能です。

【事業者登録時必要書類】

- ・ 介護保険住宅改修費等受領委任払い事業者登録申請書
- ・ 介護保険住宅改修費受領委任払いに係る誓約書
- ・ 債権者登録申出書

登録後の更新は不要です。また、登録の有効期限もございませんが、登録内容に変更があった場合や、事業を廃止・休止・再開、受領委任払いの登録を辞退する場合には美作市に届出をしていただく必要があります。

【登録内容変更時必要書類】

- ・ 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者変更届出書

【事業廃止・休止・再開・登録辞退時必要書類】

- ・ 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止等届出書

【問い合わせ先】

〒707-0014

岡山県美作市北山 390-2

美作市保健福祉部健康政策課

TEL (0868) -75-3912 (直通)